

第三十八回 参議院 商工委員会 會議録 第二十六号

昭和三十六年五月二十六日(金曜日)
午後二時二十二分開会

委員の異動

五月二十四日委員野田俊作君及び新谷寅三郎君辞任につき、その補欠として岸田幸雄君及び鈴木万平君を議長において指名した。

五月二十五日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

本日委員千葉信君辞任につき、その補欠として近藤信一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鯛木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
椿 繁夫君
牛田 寛君

委員

赤岡 文三君
大泉 寛三君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
山本 利壽君
近藤 信一君
吉田 法晴君

國務大臣

池田正之輔君

政府委員

科学技術庁 原子力局長 紅 文吉君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

説明員

科学技術庁原子力局政策課長 井上 亮君
労働省労働基準局労働補償部長 村上 茂利君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鯛木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案の審査を行います。

初めに、委員の異動について報告いたします。

五月二十四日、野田俊作君及び新谷寅三郎君が委員を辞任、補欠として岸田幸雄君及び鈴木万平君が委員に選任され、昨二十五日、江田三郎君が委員を辞任、補欠として吉田法晴君が委員に選任され、また、本日、千葉信君が委員を辞任し、その補欠として近藤信一君が委員に選任されました。

○委員長(鯛木亨弘君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の原子力損害の賠償に関する法律案及び

原子力損害賠償契約に関する法律案について、理事会において協議いたしましたところ、参考人の出席を求め、意見を聴取することに意見が一致いたしました。本件について、右の通り決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鯛木亨弘君) 御異議ないと認めます。なお、出席を求めるときは、三十日午前十時とし、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(鯛木亨弘君) 御異議ないものと認めます。よって、さうに決定いたしました。

○委員長(鯛木亨弘君) それでは原子力損害の賠償に関する法律案、原子力損害賠償契約に関する法律案、以上二案を一括議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田法晴君 あるいは順序が前後するかも知れませんが、お許しをいただいて、質問を進めたいと思えます。この前、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の審議の際に、これは大臣もかわっておられ、それから局長もかわっておられるようですが、今度提出されました法律案の件について、質疑等が行なわれているのですが、あの規制に関する法律で、万全を期すると、こういう建前になっておられるわけですから、

あの原子炉規制に関する法律の、その後の実施状況というものを、まずお尋ねをしなければならぬのですが、詳細は資料でお願することにして、大要だけ伺うです。

○政府委員(紅文吉君) お答え申し上げます。原子炉規制法の改正をいたしましたのが、御承知のごとく、その改正のおもなる点は、臨界実験装置というものを原子炉と同様に扱うということにいたしております。その後、臨界実験装置につきましては、原子炉審査専門部会というものが原子力委員会の一つの部会としてございまして、その部会におきまして審査を依頼しているという状況でございます。そのほか原子炉等の審査につきましては、新しくその後の状況として審査にかかっているものはございせん。現在までには立教大学等を含まして、すでに十基の原子炉の審査を終わっております。そのような状況でございます。

○吉田法晴君 そういふ規制の対象になる原子炉がその他ができた云々ということをお尋ねをしているのではなくて、あの法律の審議の際にお話が出ました保安規定あるいは早期発見、配置転換の計画等を立てるとか、あるいは地震、火災等の危険の場合の措置をきめるとか、あるいは賠償措置、今度の法律にも関連がありますが、賠償措置等についてきめる、こういうお話がござい

ましたが、それらの点について、詳細は資料でいいですが、大要どういふことになっておられるかということです。

○政府委員(紅文吉君) どうもちょっとと御質問の要旨を取り違えてまして、まことに恐縮でございます。

保安規定の關係でございしたら、保安規定は、規制法改正後の状況にかんがみまして、目下日本原子力研究所に据え付けられました炉につきましては、再申請を要求しているという段階にございまして、資料によりましてその保安規定の詳細につきましては後日差し上げたいと思つてございまして、それからまた、地震等に対処するところの措置でございまして、その措置は、すでに現行の規制法、すなわち改正前の規制法におきましても十分に留意いたしております。たとえば原子力発電会社の東海におけるところの炉におきましても、関東大震災のおよそ三倍に近いところの大震災にもたえるところの炉の設計というふうな観点から審査いたしております。その他、この保安規定を十分に守っているかどうかというふうなことを検査いたしましたために、検査官を、現在原子力局において、七名任命いたしております。そして、その七名が常時検査するという態勢を整えております。以上でございます。

○吉田法晴君 後者の方は、まあ安全基準という問題についてお答えになりましたけれども、あの規制に関する法律の際に言われておつたのは、地震、火災等の危険時の措置をどうするか、こういうことをきめるといふお話でしたから、それをお尋ねしたわけであり

ますが、安全基準の問題はあとからお尋ねをいたします。

それから、その保安規定の中に、たとえば先ほどちょっと触れましたけれども、早期発見したものの配置転換云々というものも入るわけでしょうか。保安規定のほかについては、答弁が少し質問に的はずれでしたが……

○政府委員(紅文吉君) 地震、火災等に対処するところの処置についての改正というところでございましたが、本国会におきましては、そのような改正はいたすことに相なっておりません。それからまた、早期発見という点も同様でございます。規制法の関係におきましては、原子力被害の、すなわち従業員の被害の方が主だろうと思いますが、それについての、早期発見の処置をとるといふような改正は、規制法の中にはございません。

○吉田法晴君 あまり時間をとりたくないと思っておりますが、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正の際に、保安規定のお話は、これは今速記録を持っておりますから、いかにわからぬのですけれども、配置転換の計画、あるいは地震、火災等の危険時について万全の措置をとりたい云々という話がありましたから、そういうものが、それでは法律の中に、何といひますか、規定にあるわけではないけれども、関連をして、そういう措置をとりたいという話でしたから、そういうものについて、どういう措置というか、あるいは準備がされてあるか、こういうことを伺ったわけでございます。

○政府委員(紅文吉君) すでに先ほど

お答え申し上げました通り、今回の改正におきましては取り上げておりませんので、従来危険時の措置といたしましては、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律におきまして、第六十四条というものが設けられて、そのような措置をいかに取り決めております。おりますが、その関係で申しますと、たとえば第二項におきまして、地震、火災、その他災害が起った、その「事態を察見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならぬ」といふような規定等がございますが、そういうことはよく徹底するよう、原子力研究所、あるいは燃料公社等につきまして指導を強化いたしております。

○吉田法晴君 指導を強化するといふようなことだけでは、これは工合が悪いでしょう。鉱山について鉱山保安法があり、あるいは規則があるように、その危険時の措置、あるいは配置転換についても、やはり計画がなければならぬと思ふ、早期発見と、それから配置転換の、そういう措置、あるいは法的な、あるいは規則にしても、あるいは計画にしても、そういうものができているか、あるいはそういうものがあるか、それから原子力災害保険の今までの実施状況について概略承りたい。これも資料でいただきたい。

○委員長(鈴木幸弘君) 速記をとめて。
○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて。
○政府委員(紅文吉君) 原子力研究所

といたしましては、五億円というものを保険金額といたしておりますが、保険料は暫定でございますが八百三十万円でございます。

それから先ほどお答え申し上げました折に、多少言葉が足りませんでございましたから補足させていただきます。この規制法上の措置といたしまして、モニタリング・システムという方法をとっております。原子力研究所構内におきましては、厳に毎日々々放射能の状況を測定いたしております。また、原子力研究所周辺につきましては、県の方にお願いしてモニタリング・ステーションを置く計画を進めております。原子力局におきましては、常時密接な連絡を保ちつつ、ぜひその実現方をはかりたいといふことで目下努力中でございます。

以上のような状況でございますし、またそのほか原子力研究所におきまして、万一の場合に備へまして防護隊という組織を持っております。約二百人の人が防護隊員としてすでに訓練を終えております。防護服をつけて万一の際にその人たちが第一線の措置に当たるということにいたしております。

○吉田法晴君 保安規定あるいは配置転換計画あるいは地震火災等の危険時の措置、これらのものを核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の審議の際には、整えて万全を期したいといふことでした。それに対して今モニタリング・システムあるいはステーションあるいは防護隊等の説明がございましたが、それも一つの何と言ひますか、保安規則なりあるいは体制には間違いありませんけれども、あ

の審議の当時言われたのは、それぞれ研究所だけでなくて、あるいは原子炉について、あるいは実験炉その他について十全の保安規定を作り、あるいは早期発見、配置転換の計画を立てたい、あるいは地震、火災等の危険時については万全な体制と規則を作っておきたい、こういう話であつたと思ひます。その点についてはなお当時の言明と今の答弁と比べてみて十分な点があるから、これは災害が起つたあとのときの保険とか救済とかいふことでなしに、私は損害賠償といふものも一つの損害が起つたあとの制約的な機能と申しますか、あるいは命令的な機能を持っておけると信ずるのですが、十分のそうした損害の起らない措置について万全を期してもらいたい。当時の言明からすると、まだ十分な点があると思ひます。

○政府委員(紅文吉君) 五億円に対する保険料でございます。

○吉田法晴君 幾らになりますか。

○政府委員(紅文吉君) 保険金に對しまして一・六%になっております。これはあくまでも暫定でございます。

○吉田法晴君 大学の施設等で、衆議院の審議の段階でほとんど含んでおられたのですが、それを全部含んでまだ動いていないのですか。

○政府委員(紅文吉君) そうでございます。

○吉田法晴君 約款のことはあとで伺います。賠償法によりまして、原子力損害が発生した場合に、被害を受けた第三者に対する原子力事業者の損害賠償責任については、これを無過失責任とする、しかも原子力事業者以外のものはその損害の賠償する責任を負わないうことになって、保険の集中制がとられておりますが、第一に伺いたいのは、原子力事業者の責任を無過失責任としたのは民法上の不法行為責任とどういう関係になるのか伺いたい。

○国務大臣(池田正之輔君) これは御

承知のように、何と申しましてまだ原子力は未知数の面が非常に多いので、従って、故意あるいは過失がなくとも、そういう損害が起ると、起きないという保証はできないのであります。そういう場合を想定いたしますと、現在の民法の一般原則だけではこれは被害者の保護が十分とは考えられません。そこで、そういう場合を想定いたしましたのが今度の法律の趣旨でございます。

○吉田法晴君 法律的な関係は学者に何うことにして、ただ関係者一応出ておられますから簡単に聞いておきたいと思ふのですけれども、それは国際条約草案の第三条一項の(4)ですか、運営者は自己の設備の事故、事故はまあアクシデントですが、事故から生ずる核損害、またはその設備から取り出されもしくは流出する核危険物質に伴う核損害について責任を負うと、この案文がなっている。そうすると、設備の事故から生ずる核損害、あるいは設備から取り出されもしくは流出する核危険物質に伴う核損害について責任を負うと、こういうことで、設備の事故から、それから材料と申しますか、核危険物質からの損害、そのほかに考えられますのは運搬がある。それから操作等がございます。民法七百七条との関係はないという一応説明、しかし、国際条約の草案を見ますと、設備の事故から云々というところで、設備との関連があります。これは設備ということ、民法七百七条の工作物の瑕疵と関連がある。こういう質問を、論議をいたしますのは、実益がないわけじゃない。というのは、何でもかんでも無過失責任だと、こういうことに

しますと、その防止義務というものが、あるいは回避義務というものがなおざりにされる。そこで先ほどちょっと触れましたけれども、その安全基準という問題とそれから責任というものは、これは関連があるし、それから無過失で填補ということになりますと、その填補の責任が限定されるということにもなる。これは理論的な問題にも関連いたしますけれども、そこでこの取組あるいは過失がどこにあったか、あるいはどこから原因するかというところは、責任をはっきりいたします場合に、その取組あるいは過失を防止するということ意味で回避義務を課するということを法上はつきりすることは意味があると思う。そこでお尋ねするわけですけれども、条約案にあります設備の事故から、あるいは材料からこういったようないろいろな原因はあるけれども、原因の取組なりあるいは過失な全部わからぬから、そこで過失を推定する、あるいは法律で擬制する、こういうことに考えるべきではなからうかと私は思ふのです。これは産業災害について、労働災害については無過失賠償責任を言われた村上さんの著述も拝見いたしました。無過失責任ということで責任は制限されることは当然だという理論ですが、そこら辺に少し関連があるのですけれども、原子力災害についてわからぬところもある。わからぬところもあるが、回避義務あるいは防止義務というものが否定をしてしまつて、全部が無過失責任である、こういうことには少しやほり問題があるのじやなからうか、こういう感じがするのですが、いかがでしょう。

○政府委員(紅文吉君) 確かに御指摘の通りでございます。しかしながら、先ほど大臣からも御答弁申し上げたように、原子力というものが未知の分野が非常に多いので、その現在の段階におきまして、その挙証を被害者の方にさせるということとはきわめて困難な場合が多いのでございまして、御指摘のあることはございまして、被害者の保護に非常に重点を置くという立場からいたしまして、挙証責任を負わせることなしに、原子力事業者の方にすべて損害賠償の責任を集中しようということでございます。

ただ、いろいろ例をおあげになりました現取組担保の関係でございますが、取組担保につきましては、もちろん当然に民法の適用がございまして、取組あるものに対するところの損害賠償の請求はなされ得ることは当然でございますが、ここに規定しますのは、第三者に対抗するところの損害賠償でございます。取組担保は当然民法に譲るといふ建前になっております。また、たとえば、いろいろ資材等を提供いたしました、その資材等に基づいて損害が発生する、第三者に損害が発生するといふような場合におきましては、その損害というものが第三者の故意または過失によつて生じたということがはつきりいたします折には、原子力事業者には、一たん第三者には賠償いたしませんけれども、その賠償いたしたところの原子力事業者が故意または過失を犯したところの資材の提供者等に求償をするという規定が第五条として設けられております。そのような仕組みになっておりますので、決して原子力事業者がすべてがすべて、今度は逆にい

いましたら、被害者を泣き寝入りさせず、原子力事業者もすべてがすべて泣き寝入りさせないという建前にもなっております。その点は避けられるようになっております。ただ被害者が回避の面等があつて、回避しなくちゃならぬじやないかというような規定まで設けますのは、これは多少酷ではなからうか。先ほどから御説明申し上げておりますように、原子力が未知の分野があるだけに、どういふふうな回避の仕方をしていいかというようなこともまだはつきりと確定いたしておりませんので、それを義務づけるということとは多少無理ではなからうかということから、そのような措置をとつていないということでございます。

○吉田法晴君 今の答弁の中で幾つ問題がありますが、はつきりしている方からお尋ねしましょう。

五条に、材料の提供者については、故意、過失がある場合に求償権を行使することができると書いてあるということですが、材料の提供者というものは、おそらくこれは現在の場合、外国、たとへば五条の2の……資材の供給をした者は……これはただし書き、供給をした者は故意があるときに限り云々ということですが、これは供給者全部について、今材料提供者について故意、過失があればあるいは求償権を認める、こういうお話でしたが、それは外国の部分を含んでですか。

○政府委員(紅文吉君) その通りでございます。ただ外国の分を含んでございしますが、その通りでございます。その通りでございますが、故意、過失という過失は、もちろんただし書きの関

係は入りませんでございますが、御指摘なさつた通りに、故意だけでございしますが、その前者の場合、すなわち一般第三者の場合には、故意または過失ということは入るわけでございます。従いまして、後者につきましては、外国関係は故意に限りまして、過失ということとは除かれておりますが……

○吉田法晴君 この辺は、先ほどの答弁は正確だ。

○政府委員(紅文吉君) 失礼いたしました。それで、また供給者という場合に、すべてが外国ではございせんので、現在国産一号炉というものを東海研究所に建設中でございますが、この場合などは国産一号炉というように、国内のメーカーが材料を提供して建設することもございます。

○吉田法晴君 国内の一号炉の材料は国産だ云々というお話でしたが、あるいは燃料公社で作ります材料かもしれませんが、今の材料というのは、私は、何と申しますか、原子燃料というのか、のことだと思つたのですが、その一号炉はこれは建設資材でしょう、言われたのは……

○政府委員(紅文吉君) 燃料も含みますけれども、現在の燃料、これは第一次、第二次と御承知の通りに燃え切つていきますと、また燃料を詰めかえるわけでございますが、現在の燃料は外国製を使つて国産一号炉でございますね、になつておりますから、建設資材関係と御了解願ひたい。

○吉田法晴君 そうすると材料も、先ほど言われた材料というのは、それは燃料だけじゃなくて資材も含む。ここには一資材の供給又は役務の提供により生じたものである云々と書いてあり

ます。それから、そういう意味で国産云々というのを言われる。それから燃料も、あるいは再生といいますが、一度使ったものを再生する場合には、国の国産と、こういう理解で材料が外国ばかりではない、こういうこと、そういう意味であつたのですか。

○政府委員(紅文吉君) 原子炉の建設資料とそれからまた燃料におきましては、第一次、すなわちこれから入れようという燃料は外国製でございますが、二回以後におきましては国産の燃料を使いたいという計画でございます。それからまた、それらすべてを含みますが、また、ただいまお尋ねの燃料につきましては、日本で使ったやつもまた再生するというようなお話でございますが、その最初の事業はまだ残念ながら日本ではできておりません。しかし、法律の対象としてはもちろんとらえておりますけれども、現実にはまだ最初の事業は行なわれていないという状況でございます。

○吉田法晴君 第三者の故意、過失という意味で、先ほども言われましたが、材料の中の資料を残して、燃料については提供を受けておるのは現在のところ外国、従つて、五条のただし書き事項のところは、これは外国から提供される部分に該当するが、供給をしたものは、あるいは従業員に故意があるときだけに限る、過失は除く。それから、それ以外の第三者については故意、過失から生ずる、こういう答弁であつたわけですか。これは整理をしたわけですが……

そこで今問題は、材料の供給者、燃料について、これは国際条約にもございしますが、まあ買ひの条約とい

ますか、協約といひますか、これは動力協定で免責されているから、いわばこれは輸送中の事故についてももちろん責任を負うということではなければ供給されない。そういう段階だといふ点はわかります。しかしこの前も……これは大臣ではなかつた、高崎さんが大臣のときに阿部君等も問題にしておつたのですが、今のままの状態を永久にとかく続けるという点はいかがでしようか。ですから、そういう意味からいふと、動力協定等について、運輸については、これはその協定に従うという点はわかりますけれども、その点については将来改められるかもしれぬというか、法律の中でこれをはつきり供給者については、故意だけに限つて、過失は除くという規定を永久のものとして規定をするということはどうだろうか、こういう感じがするのです。この点は局長及び大臣いかがでしようか。

○政府委員(紅文吉君) それは私からお答え申し上げますが、先ほども申し上げましたように、この法律の目的がまず一人の被害者も泣き寝入りさせないということにあるのでございまして、その点からいひまして、やはり故意に限るというふうにした方が被害者を迅速に救済することができるのではなからうかというのが第一点。

また第二点におきましては、原子力事業の健全な発達をはかつていきたいという目的もございまして、その意味からいひまして、法律関係が非常に複雑になり過ぎますことは、問題が起りました折りの解決が非常に遅延いたしますので、迅速な解決ということができたいというふうにございすので、過失ということを除きまして故意に限つたというふうな事情でございす。たとえば外国におきまして過失がいかにして行なわれたかといふようなことを調査いたしましたりすることが、きわめて困難な事情がございす。それでですから、なるべく原子力事業者に責任の集中化をはかつた以上は、その線に沿ひまして法律関係はできるだけ簡単にしたいといふような考え方でございす。

○吉田法晴君 それは答弁になりません。前でも無過失責任と責任の集中を規定をして、そしてあとで求償権の問題として五条が作られておる。今説明されたのは前の三条、四条の無過失責任とそれから責任の集中で十分です。故意だけ求償権を認めて過失は求償権を認めない。答証の困難といへば、過失も答証は困難です。だから今の答弁では答弁になりません。それで大臣、あなたは下ばかり見ておられるが、国際条約草案にあることも知つております。これは今言われる集中なりあるいは権利関係をはつきりしたい、とこいうことでしょうか。ところが今までは免責事項を作らなければならぬといふのですから仕方がなかつたかもしれませんけれども、それを動力協定に受け入れたけれども、法文に永久に残しておくことは、永久の法律として残すことはいかにも屈辱的な事項ではないか。向こうの言ひになつてい

る段階を、それを固定化することではないか。だからその点は法律で認めなくても、あるいは動力協定なら動力協定をそのまま認めるという規定の仕方をすればいいではないか。こういうことが言えるのですが、どうですか。

○説明員(井上秀君) お答え申し上げます。ただいまの御質問は、第五条の求償権のただし書きの問題でございす。第五条におきましては、最初に第一項といたしまして、これは一般的な原則でございす。一般原則といたしましては、損害の起こりましたときに、その損害が第三者の故意または過失によつて損害が起つたといふような場合には、その損害賠償をいたした原子力事業者は、その第三者に対しては求償権を持つ、これは従来の法律的な考え方でございます。ところでこの本法におきましては、ただし書きをもちましてこの原子炉の運転等の用に供される、つまりサブライヤーに對しては、そのサブライヤーに何らかの過失があつたために損害が起つた、その者に對する求償権につきましては、故意だけに限つたわけでありまして、故意だけに限つた趣旨は、結局これですが、限りました趣旨は、結局これをもし過失といふことにいたしますと、結局あらゆる場合に——故意といふことは、事業者の故意はあつたにないわけでございます。ただ過失といふことは、往々にしてあり得るわけでございます。従ひまして、もしかりに關係が非常に広いサブライヤーについての過失にまで求償権を追求いたしますといたしますと、結局なんといふか、責任關係あるいは危険負担の關係、そういう点が広範な關係者にまたがるわけでございます。この点は局長が申しました通りでございます。無数に關係するサブライヤーがそれぞれこの原子力災害についての損害が起つたときの求償に備えて何らかの担保措置をせざるを得ないという事態にな

るわけでありまして、たとえば日立製作所が日本原子力発電会社の原子炉を作るといふような場合に、日立製作所は、そういう法律でもあれば国の補償契約でめんどろをみてもらひ、保険に入る、いろいろ措置をとらなければなりません。同時に発電会社の方も求償ができる場合はいいですが、対象が自分の關係、自分の故意、過失で損害が起つた場合には、自分が支払らなければいけません。あるいは何らかの措置を講じなければいけません。サブライヤーとしては日立製作所だけにどまりません。日立製作所が下請業者を使ひます場合には、下請業者の過失によつてそれが原因で事故が起つた場合には、日立製作所が下請業者に追求するといふような關係にもなるわけでありまして、そういう複雑な法律關係をも少しすつきりすべきではないかと。つまりこれは第三条にも第四

条にも精神においては関連いたすわけでありまして、責任は絶対責任を原子力事業者を負わすとして、この原子力事業者以外のものは責任を負わない。しかも原子力事業者は絶対責任だけでなくて青天井の、制限のない……先ほど吉田先生がちょっと御指摘のありました一般の法律概念でございます。やはり責任の限度の議論があるわけでございます。この法律では、責任の限度はございせん。あくまでも青天井の責任を負わせる、しかも無過失の絶対責任を負わせるという立て方をいたしておるわけでございます。そのかわりや従来の立法的な考え方では過酷と思はれるような責任を負わ

るわけでありまして、たとえば日立製作所が日本原子力発電会社の原子炉を作るといふような場合に、日立製作所は、そういう法律でもあれば国の補償契約でめんどろをみてもらひ、保険に入る、いろいろ措置をとらなければなりません。同時に発電会社の方も求償ができる場合はいいですが、対象が自分の關係、自分の故意、過失で損害が起つた場合には、自分が支払らなければいけません。あるいは何らかの措置を講じなければいけません。サブライヤーとしては日立製作所だけにどまりません。日立製作所が下請業者を使ひます場合には、下請業者の過失によつてそれが原因で事故が起つた場合には、日立製作所が下請業者に追求するといふような關係にもなるわけでありまして、そういう複雑な法律關係をも少しすつきりすべきではないかと。つまりこれは第三条にも第四

るわけでありまして、たとえば日立製作所が日本原子力発電会社の原子炉を作るといふような場合に、日立製作所は、そういう法律でもあれば国の補償契約でめんどろをみてもらひ、保険に入る、いろいろ措置をとらなければなりません。同時に発電会社の方も求償ができる場合はいいですが、対象が自分の關係、自分の故意、過失で損害が起つた場合には、自分が支払らなければいけません。あるいは何らかの措置を講じなければいけません。サブライヤーとしては日立製作所だけにどまりません。日立製作所が下請業者を使ひます場合には、下請業者の過失によつてそれが原因で事故が起つた場合には、日立製作所が下請業者に追求するといふような關係にもなるわけでありまして、そういう複雑な法律關係をも少しすつきりすべきではないかと。つまりこれは第三条にも第四

るわけでありまして、たとえば日立製作所が日本原子力発電会社の原子炉を作るといふような場合に、日立製作所は、そういう法律でもあれば国の補償契約でめんどろをみてもらひ、保険に入る、いろいろ措置をとらなければなりません。同時に発電会社の方も求償ができる場合はいいですが、対象が自分の關係、自分の故意、過失で損害が起つた場合には、自分が支払らなければいけません。あるいは何らかの措置を講じなければいけません。サブライヤーとしては日立製作所だけにどまりません。日立製作所が下請業者を使ひます場合には、下請業者の過失によつてそれが原因で事故が起つた場合には、日立製作所が下請業者に追求するといふような關係にもなるわけでありまして、そういう複雑な法律關係をも少しすつきりすべきではないかと。つまりこれは第三条にも第四

るわけでありまして、たとえば日立製作所が日本原子力発電会社の原子炉を作るといふような場合に、日立製作所は、そういう法律でもあれば国の補償契約でめんどろをみてもらひ、保険に入る、いろいろ措置をとらなければなりません。同時に発電会社の方も求償ができる場合はいいですが、対象が自分の關係、自分の故意、過失で損害が起つた場合には、自分が支払らなければいけません。あるいは何らかの措置を講じなければいけません。サブライヤーとしては日立製作所だけにどまりません。日立製作所が下請業者を使ひます場合には、下請業者の過失によつてそれが原因で事故が起つた場合には、日立製作所が下請業者に追求するといふような關係にもなるわけでありまして、そういう複雑な法律關係をも少しすつきりすべきではないかと。つまりこれは第三条にも第四

しておりますので、その事業者に対しては、あとの条文にもありますように、損害賠償措置を講じますとき、保険の措置とかあるいは保険でカバーできないときは国が補償契約で、その損失を補償してやるとかあるいは損害額五十億以上になりますときは、国が事業者に援助をしてやるとかいうような措置をとって、法律的なバランスをとったというところでございまして、この五条の故意だけに限りましては、そういう意味合いが法律的にはございします。

それからなお一言補足させていただきまして、このただし書きは決して外国のサブライヤー保護という見地だけではございせん。御承知のように、たまたま日米協定とかあるいは日英協定におきましては外国を日本政府が免責する、先ほど先生が御指摘されました通りでございますが、従いまして思想的にはまさに合っておりますけれども、しかしそれだけを意図したわけではございせん。日本のサブライヤー関係につきましても全く同じ趣旨で、この過失というところまでは責任を負わせないで、責任を負わせれば当然サブライヤーはみずから保険措置なり何なりをさせないかぬというふうなことになるので、その関係を簡素化した。それから第三点にはやはり現在の商慣習が原子力関係につきましては、特にこういう資材の提供あるいは役務の提供をされる側にとりましては、やはり万々の事故ということもございします。やはり故意だけに限りたいということが世界的な立法の趨勢でもございします。そういうこと

考え方もあわせてとったということでございます。

○吉田法晴君 この問題、またやる機会がありましようから、そのとき伺いますが、ただこの疑問が残るんですが、この国内の分はいいです。それは集中ということでも求償権が残る、それから二項で特約を妨げないということですから、故意にいつても、重大な過失等について求償権を行使し得る道も残されるでしょうし、それはいいんですが、燃料の供給者が外国である場合、炉もそれから材料もそれから使用済み後の燃料の、何といいますが、かつては何かそれは相当放射性物質を伴うものがあるいは軍事力にも使えたりするものを返すということになっていく、そうすると、運搬の途中での責任、これは運搬の責任は運搬者に負われないで、それは経営者、事業者になつていく。そうすると、それじゃ供給を受けてもらったときだけでなくて、途中で事故が起つた場合には、この責任はだれが負うか、これは事業主が負うといえはあれですが、それについて故意、過失について責任を問う何らの法的余地も残っていないというところで問題が起る、もし起つた場合、これは原子力損害それ自身について、危険率が少ないけれども、もし万一の場合に備えて手当をするわけですが、その場合にどうなるのですか。

○説明員(井上亮君) 運送中の責任の問題でございますが、運送中の責任の問題につきましても、御指摘されましたように、この法律では第三条の二項におきましてその燃料物質を受け取る人、受取人である原子力事業者が賠償責任を負うわけでございます。で、さらに国際輸送の場合はどうなるというような点を御質問になつたわけでございますが、国際輸送の点につきましては、これはやはり輸送契約によつてきめられると思ひます。いわば第五条二項の特約的な契約によつてきめられると思ひますけれども、この場合には現在保険制度によつてカバーするという考え方でありまして、特に航海中の責任というよりなややこしい問題もございします。ございしますが、これは現在保険によつてカバーするという考え方をとっております。

○吉田法晴君 そうすると、この受取人が日本の研究所であるとか何とかという場合には、その原子力事業者としての研究所が責任を負う、ところが返送する場合に、これは受取人ではないわけですね、そうすると、今の保険にかけるというよりな話ですが、それは通常の保険になりましよう。

○説明員(井上亮君) この法は日本の国内法でございします。で、まあ相手側が外国の原子力事業者であります場合は、これは三条二項は適用いたしませんので、従いまして相手に、使用済み燃料を日本から英国へ送る、あるいは使用済み燃料をアメリカに送り返すというよりな場合には、受取人はアメリカなりイギリスの事業者ということになるわけでございますが、その場合にはその契約がある、その際これらどつちかに責任を負わせましても、どちらかが結局保険でヘッジしなければいかぬわけですね、カバーしなければいかぬわけでありまして、かりに日本で考えております受取人主義というよりな点、こう

いった考え方を米、英、他の関係業者も納得いたしますならば、同じく受取人であるアメリカの業者イギリスの業者が責任を持つわけでございしますが、その場合にはアメリカなりイギリスの使用済み燃料の受取事業者は、やはり保険に入らなければならぬと思ひます。当然保険に入らぬと思ひます。そのかわりその再処理料が割高になるといふ姿で日本にはね返ってくるというふうに考えます。そうでなくて、今度はこの原則とは違ひまして、日本側が責任を負うというよりな契約になりました場合には、日本側が保険に入らなければいかぬといふことになりましよう。

○吉田法晴君 その保険でカバーするとしても、この法律によると、受取人である原子力事業者がその損害を賠償するということになります。その賠償責任を保険それから国の補償、それからそれを越すものは援助、こういうことになりましよう。その保険の、とにかく受取人である原子力事業者が損害賠償する責任が、その返送中の事故について責任を負いますか、この条文では負えないで、普通の保険ということになる。たとえばイギリスなりアメリカなりが保険にかかつて契約によつて向こうが責任を負うということになりましよう。それが日本の領土、あるいは領海、あるいは近海で起つた場合、それ以外のときにはこれは外国人が被害を受けるので、イギリスに請

求しよう、あるいはアメリカに請求しよう、これはかまいません。それからその保険の關係がどうなるかということは、まあ知つたことじゃないとは思ひますが、直轄私どもには關係がない。しかし、日本の領土で、あるいは領海で、あるいは日本人が出漁しておる海域で事故が起つた場合には、これはじゃあ国際裁判によつて、アメリカなりイギリスにとかく訴えてみなさい、こういうことになる。そうすると、この法律では、原子力損害を日本人が受けた場合に救済の道はないじゃないか、こういうことにはなりはしないですか。

○説明員(井上亮君) 私の御説明がやや舌足らずであつたわけでございますが、日本の領土領海を通過する際の責任はだれが負うかという問題が一つございします。つまり返送する場合でございます。私は公海上のことまで包括的に申し上げてしまつたわけでございますけれども、領土領海内におきましてはこの第二項の問題、さらにさかのぼりまして第三条の一般原則のつとりまして、原子炉の運搬等により原子力損害を与えたときには、原子力事業者が責任を負うわけでございます。従いまして、領土領海内におきましては、先ほどの保険とは別に、向こうが持つてくれるという契約があれば、もちろん向こうに持たせるような措置もとるわけでございますが、少なくとも領土領海中の責任の所在は、これはあくまでも日本の原子力事業者でございます。で、これはちよつと条文上読みにくいわけでございますが、「原子炉の運搬等により」損害を与えた、この「運搬等により」というのは、今度さらに第二条

にさかのぼりまして、第二条の定義で「運搬等」とはの定義があるわけでございます。この運搬等の定義に核燃料物質の運搬、貯蔵、廃棄まで含めておるわけでございます。従いまして、第三条をちょっと読みかえまして、核燃料物質の運搬により原子力損害を与えたときは、当該原子力の運搬等にかかる原子力事業者がその損害賠償の責めに任ずるということになるわけでございます。絶対責任は日本側の原子力メーカーにあるということでございます。ただし、契約によって、相手方にさらに日本の事業者が持たせるということも可能です。

○吉田法晴君　そうすると、先ほどの答弁は訂正をされて、領土領海中の運搬は、第二条の定義によって、運搬も原子力の運搬の中に含まれるから、そこで、たとえその運搬の請負が外国の商社であろうとも、あるいは外国人であらうとも、それは原研なり、日本の原子力の運搬事業者、この法律で言う事業者の責任の範囲内にある、こういうことですか。

○説明員（井上亮君）　その通りでございます。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

この事業者の、事業者の責任の範囲、それから保険でカバーするもの、それから補償契約によって補償するもの、それから、それ以上の五十億以上の点は国の援助ということになるわけでありますが、先ほど政策課長なり、あるいはは

局長は青天井と言いました。なるほど思想の上では青天井かもしれません。しかし、五十億以上の点については、実際には国の援助ということでは、これは法的責任がないんじゃないですか。これは大臣にも一つ聞いてもらいたい。五十億をこす分については国の援助ということでありまして、そうして国会の議決、それから政府がこの法律の目的、言いかえれば第三者保護と、それから原子力事業者の発展をはかる、こういう意味で国が措置をする。それで足りぬと思われたことは、原子力委員会からの報告ですか、国会に対する意見というものを提出される。こういう建前になっておりますけれども、五十億まではこれははつきりしておる。しかし、報告なり、それからこの前の核燃料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律の説明のときには、これは国が責任を持ちますと、こういうことだったけれども、責任を持ちますという、国の補償ということにならないで援助ということになる。その援助をどうするかは、そのとき起つてから、国会の議決なり、あるいは政府の措置、その政府の措置は予算のワケ、予算上資金上可能な範囲でということになるでしょう。それからけしからぬのは、そのほかに預金部資金のあつせん、あるいは市中銀行の融資のあつせん、あることがあつた。これは全責任を負うということじゃないです。予算の範囲内であるだけのことをやります。あるいは財政投融資にしても、預金部資金の貸付にしても、これは貸付です。事業者に貸すんです。あるいは市中銀行にしてもそうです。借りて、とにかく全責任を果たすかという、な

かなかそうはならないで、金がこれだけあるから、この中でとにかく分けなさい、こういうことになる心配が私は法上残つておると思う。法律的な義務、責任ではありません。そうすると今まで言つてこられた国が補償されます今の青天井、青天井だけれども、青天井にすべき保証がない。あるいは国の責任が法上明確に書いてない。この点はこの法律の最大の欠陥の一つです。今まで政府は責任を持つて補償すると言います、それから青天井と言われるが、実際にはそうならない、どうですか。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　五十億、五十億というお話がありましたけれども、これは「大型原子力の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」、これは出された正式の書類です。原子力産業会議に委託をして試算をさせた結果です。この中には、十の五乗キヨリーの放射の場合には十億から二百億というところだけども、十の七乗キヨリーの放射の場合には、損害は一兆円以上に達すると書いてある。これはあなたのところにあるでしょう。五十億とか五十一億だけなくて、二百億あるいは一兆にも達し得る場合がある。これは可能性ですけれども、これは五十億の可能性あるいは二百億、一兆円の可能性がある。そのどういふ場合が起ころうとも心配をかけない、国が責任を持つというぐらゐに從來言つてこられた。それに、まああなたは正直だから認められますけれども、法的な責任はないということですよ。五十億以上は、これはやはり従来の言明からすれば、法案は援助ということではなくて補償ということにならなければならぬと思つての、技術者の養成とかの、一つ明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○吉田法晴君　五十億、五十億というお話がありましたけれども、これは「大型原子力の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」、これは出された正式の書類です。原子力産業会議に委託をして試算をさせた結果です。この中には、十の五乗キヨリーの放射の場合には十億から二百億というところだけども、十の七乗キヨリーの放射の場合には、損害は一兆円以上に達すると書いてある。これはあなたのところにあるでしょう。五十億とか五十一億だけなくて、二百億あるいは一兆にも達し得る場合がある。これは可能性ですけれども、これは五十億の可能性あるいは二百億、一兆円の可能性がある。そのどういふ場合が起ころうとも心配をかけない、国が責任を持つというぐらゐに從來言つてこられた。それに、まああなたは正直だから認められますけれども、法的な責任はないということですよ。五十億以上は、これはやはり従来の言明からすれば、法案は援助ということではなくて補償ということにならなければならぬと思つての、技術者の養成とかの、一つ明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

○吉田法晴君　こまかいことはあとからまた聞くことにして、一番問題のさつき青天井と言われましたが、青天井でないところを伺ってみることにいたします。

たのであると、こういう格好に実はなっているように思ふのです。正常運転とか、あるいは後発的損害等を除くべき理由はどういふところにあるのか、まず承りたい。

○政府委員(紅文吉) 御指摘の通りに、やはり法律がきまつて保険の約款がきまつたことではございせんので、保険約款上どうしても見れないというものが、ただいま御指摘になりました地震、噴火、正常運転、後発的損害等ございまして、従いまして、その穴をふさぐ意味におきまして、国は原子力事業者と補償契約を結びまして、それで被害者の損害賠償に充てるといふ措置でございまして、保険約款においてそのような点をなせ認めないかといふことではございせんけれども、地震、噴火につきましては、やはり保険の一般慣行と申しましようか、保険の賠償能力を出るところの事象であるといふふうに考えられます。次に正常運転といふことは、原子力関係において初めて現われてくるという事項でございまして、この点は、正常運転をやっているならば損害の発生ということとはあり得ないというのが常識でございまして、原子力は、何べんも申し上げますように、その常識というものがまだ確定いたしておりません。常識を破るような事象が起こり得ないとも限りませんので、正常運転といふものは保険では扱いかねる。すなわち、正常運転をやっているようなものについて保険がなせめんどろ見なくちゃならぬ、しかしそれがめんどろ見ないといふと困りますから、見ない分は補償契約の方に移しまして、それから後発的損害につきましてはやはり

保険は見ます。見ますけれども、そこにも規定してございまして、十年間といふふうに限って保険の対象をとらえております。これを永久的にいたしましたならば、保険としてのやはり負担能力をこえるところの事象であるといふふなことでございまして、しかしながら、補償契約におきましては、それでは後発的損害の被害者はほううつとくのが、要するに十年後のものについてほううつとくのがいふことではございまして、補償契約の対象としてはとらえますといふような規定のいたし方をしたわけでございまして。

○吉田法晴君 地震、噴火、これもとにかく普通のもの、超異常災害といふか、巨大な天災地変または社会的動乱といふのは、これはだれも見ない、国が援助をするだけ、いわば普通の場合の、法的な点からいへば救助、そうするとその程度が知れていふと私は言うわけですが、そうすると地震、噴火についても普通なもの——あなたたちは安全基準の点からいわれると、原研といふんです、これからのとにかく原子力発電のウオーター・ボイラー型にしても、関東大震災の二倍、三倍の強い地震があつても大丈夫と、こう言われるから、それはあつても、まあ普通のことである地震、噴火といふのはその以内のものでしよ。言いかえれば、巨大な天災地変でもない、そういうものも、それ以内の普通の地震、噴火によるものも、これは保険が見ない。それから正常運転をやつておる間に事故が起こるかもしれない。それからウインズケールの例ではありせんけれども、あるいは運転手引を渡していな

かった、あるいは知らないで、何といふんですか、新しい黒鉛を急速に加える云々といふことで起こつた、そういうものについても見ない。後発的損害それは平生積み重なつてそれが十年後に起こつてくる、それも見ないといふことになる、保険は大体何を見るのか。保険料だけとて、見るものはない。こういうことに私はなるような気がするのですが、どうですか。

○政府委員(紅文吉) 誤操作によるところの過失等は、相当広範囲にわたつて起こり得る事象であると思つたわけでございまして、そのようなものは保険の対象としてとらえます。ですから、ただいまおあげになりました、すなわち法規で規定してありますところの、普通の常識からいいたしまして地震、噴火といふようなめつたに起こり得ないといふような、たとえば地震による、地震があることはもちろん当然のことではございまして、地震によるところの原子炉の崩壊、崩壊を起すほどの地震または噴火といふことは普通には考えられない。それから正常運転も考えられない。後発的も十年後というまれに見るものだけははずされております。それ以外のものは、すべてただいまあげましたような誤操作によるところの損害等すべて保険でカバーいたします。

それからまた異常に巨大な天災地変または社会的動乱、これは見ないといふのは、いわば超不可抗力のものでございまして、全く想像を絶するような事象であると考えられるわけでございまして、そのような際には見ないと申しますけれども、特別の立法等、その他

の措置が行なわれるものと考へております。そういうことを予定してあります。○吉田法晴君 今の答弁に関連してもう少し詳しく聞きたいが、それは具体的な事例をあげないで明らかにならぬでしよから次の機会に譲ります。もう一つのこの法の欠陥であると考えられます、これは正常運転による損害と関連するのですが、従業員の原子力損害——せつかく村上労働補償部長に来ていただいて大へんお待たせをして恐縮です。この法律によりまして、従業員の原子力災害は除かれております。そして普通の労災法によつてまかなう、こういうことになっております。ところが、おそらく原因の中であげられておる正常運転による被害者といふものが大部分だろふと思ふのですが、従業員については、ところがこれが事故の問題に関連を持つて参ります。被害を知つた、そして補償を請求する、いわゆるこの法律でいう原子力損害の中には入らぬ、普通の労災、こういうことになりまして、これは衆議院段階でも論議されておりますように、治療の方法も、これはけい肺なり何なりと同じようになりか、あるいはそれ以上に治療の方法がまだ見つからない。それから長期療養を要する、それからあるいは薬品にしても、普通の療養のようにこれとこれをやつておけばいいというわけには参らぬでしよ、おそらく。たくさん治療方法を試みる。そこで費用の点についても、療養の給付の内容についても、労災でまかなえないものがあるだろうと思ひます。それからその療養の長さ、

あるいは休養の長さ、あるいは労働能力の喪失の程度についても、これはまだわからぬところが大部分である。今までの広島、長崎なり、あるいはビキニの水爆の影響による、これはまあ原子力災害とか、あるいは放射能の災害等から見ても、そこでこれは何とかするといふことでは私は済まされぬと思ふのです。第三者災害について五十億をこす部分についても、これはもつとはつきりしなかりませんけれども、少なくとも従業員の損害については、はつきりした方針が示されない限り、私も安心してこれで対策十分でございまして、この法律を通すわけにはいかぬように思ふ。従来衆議院でも答弁をしてこられましたけれども、欠陥があることは御承知のことろだと思ひます。どういふおつもりでありますか、一つ伺いたいと思ひます。

○説明員(村上茂利君) 御質問の点、大きく分けて二つあるように私拝承したのでございまして、第一点としましては、第三者の場合と労働者の場合とで差があるじゃないかという問題。それからいま一つの点は、労災保険で補償するとした場合に、その補償内容についていろいろ技術的にむずかしい点がありやせぬかという問題であると承つたのであります。

まあ第一の点につきましては、この法律が作られました際、いろいろ私どもも御意見承つたのであります、従業員につきましては、既存の制度として労災保険がある。一応業務上の負傷、疾病といふことでございまして、労災保険法によつて補償する道が

あるいは休養の長さ、あるいは労働能力の喪失の程度についても、これはまだわからぬところが大部分である。今までの広島、長崎なり、あるいはビキニの水爆の影響による、これはまあ原子力災害とか、あるいは放射能の災害等から見ても、そこでこれは何とかするといふことでは私は済まされぬと思ふのです。第三者災害について五十億をこす部分についても、これはもつとはつきりしなかりませんけれども、少なくとも従業員の損害については、はつきりした方針が示されない限り、私も安心してこれで対策十分でございまして、この法律を通すわけにはいかぬように思ふ。従来衆議院でも答弁をしてこられましたけれども、欠陥があることは御承知のことろだと思ひます。どういふおつもりでありますか、一つ伺いたいと思ひます。

○説明員(村上茂利君) 御質問の点、大きく分けて二つあるように私拝承したのでございまして、第一点としましては、第三者の場合と労働者の場合とで差があるじゃないかという問題。それからいま一つの点は、労災保険で補償するとした場合に、その補償内容についていろいろ技術的にむずかしい点がありやせぬかという問題であると承つたのであります。

あるわけでございます。かつまた、制度的に見ますと、純然たる第三者と違ひまして、いわゆる災害補償法につきましては、団体交渉その他によりまして、さらにプラス・アルファを獲得するというのが、労働組合という組織を通じて制度的に一応考えられるところでございます。そういう点が、一般の第三者が民法の不法行為の場にとらえられておるのとはだいぶ違ひという点から見まして、第三者に対しては特にこのような法律を作つたのだというふうに私どもは承つたのであります。で、労働者の受けた損害について、まあ言うなれば青天井の最大限の損害を補償すべきである。賠償すべきである。こういうふうな議論もありませんけれども、ただいま申しましたように労働保険法による災害補償と、さらに労働協約などを通じて上積みが可能であるという、その制度を考えました場合に、必ずしも第三者より全体として不利であるかどうかという点については議論の存するところと存しまして、私どもは本案につきまして、政府部内で検討いたしました際に賛成をいたしましたような次第でございます。

で、問題は、さてその労働保険法で補償する場合に、技術的な幾つかの問題が御指摘のようにございます。第一に問題になりますのは、業務上の疾病になるかどうかという具体的な認定基準をどうするかということが非常に困難でございます。しかし、これは他の職業病にもあることでございまして、現に私どもニトログリコール中毒につきまして従来認定基準がなかったのでございますが、最近専門医の御協力を

いただきましてニトログリコールの認定基準を作成したような次第でございます。同様な手段によりまして、結局は専門医の御協力を仰ぎまして、業務上の認定基準をいづれ作成せざるを得ない、こういうふうな私どもも考えておる次第でございます。また、業務上の疾病であるとして補償する段階に至りました場合、どのような療養の内容を行なうかどうかという点につきまして、これはもっぱら医学的な問題に属します。私どもは専門医にもさらにお願ひ申し上げまして、医療内容につきましても、かつてけい肺におきまして医学的な対策なしというふうな一般にいわれておりましたものが、最近化学療法その他によりまして漸次成果を見えるようなこともございます。で、将来さらにその点について努力をして参りたい、かように考えておる次第でございます。

○吉田法晴君 期間の問題については、休業なり、あるいは療養の期間の問題については答弁が落ちましたが、しかし、これはあなたは政府部内で検討して、これでいいと、こういうことになったというお話ですけれども、過去の記録をたどつてみますと、たとえば原子力規制に関する法律——放射能物質及び原子炉の規制に関する法律の際にも原子力災害というものが問題になつて、そうしてまず災害を受けるのは従業員である、それは議論を待つまでもなく、われわれが考えてもみて、そうである。これは今までの例からいって、災害の出たもの、事故は九件と書いてあるけれども、いただいた資料を見ますと九件でなくて二十何件ある。その中で外に出たものはこれはうなずける

のですけれども、従業員が死んだり、あるいは被災をして云々という点は、これは数十件ある。数十件と言われなければ二十何件の中の大半がそうです。そうすると、これはそういう大きな事故であるが、あるいはあとから出てくるあれかもしれないけれども、十年あるいは二十年のうちに被災をする、累積していきますから。こういうことは明らかです。まず従業員が被災するだろうというところはだれも認める。従つて原子力災害問題については、従業員の手当はまず最初にやるべき問題だ、こういうことが言われて、それは質問だけでなくて答弁もそうされてくる。そこで、じゃ、この法案が出てくるときに、従業員の方はどうなっているかという点は、第一に聞くべき問題です。それに過去の言明にかかわらず、政府としては、これは大臣その他からの言明にかかわらず、新しい手だてというものは何ら労災の中に、こういうことにはいたしませんという点はないわけですね。そこでお尋ねしているわけですね。問題とは認定基準の問題でしよう、それからそれは早期に発見をし、そうしてあるいは転換をするということも防止の一つの方法でしょうが、それについてもまだはっきりしていない。それから災害が起つて、第三者損害については保険——これは労災については労災保険があると言えらるかもしれない。しかし、労災保険以上の国の援助という点については、これは労災保険について、原子力損害について限つてみても、あるいはその他についても、私は考える必要があると思うのだけれども、あなたの言われる生活の保障という点からいへば国の

援助ということも必要だと思ひますけれども、特に原子力災害の、従業員災害の場合には、第三者損害については五十億を限つておられるけれども、国の補償というものはある。それからそれをしたものについては援助もある。その国の補償なり援助というものを従業員のか、これが疑問です。それから療養の内容についてもですが、療養の内容、それからその給付の期間、休業補償を含んで、あなたの言われる生活なり何なりの保障を含んで、これは今までのような、昨年労働保険を改正して打切補償の分を引き延ばしたというふうなことは、これは工合が悪いので、これは千二百日以後の分については国が二分の一なり、あるいは四分の三なり、国家負担行為がありますけれども、こういうものが、この原子力災害の場合には、第三者損害にあるのだから、当然考えられなければならぬ問題だと思ひます。そこで欠陥は、おそらく御存じであらうと思ひますけれども、原子力損害について従業員に対する補償といふことが、手当てをまず先にやらなければならぬと言われてきた政府の従来言明からすれば、これは原子力局といふか、科学技術庁と、それから労働省と相談をされて、少なくとも審議を終わるまでにはその大綱を私はお示しを願ひなければ、安心をして原子力損害について万全の措置がされた、心配をしなくてもよろしいのだ、こういうことにはならない。その御用意があまりになるかどうか。これはせつかく大臣がおられるのですから、労働省と科学技術庁との共管事項ですけれども。

○国務大臣(池田正之輔君) 御承知のように、これは吉田さんのおっしゃられる御心配の点もよくわかりますが、外国等の例を見ましても、たとえばイギリスあるいはドイツ等におきましても、労災補償と、それから原子力の損害と、その形は二本建になっておりますけれども、実際は労災でこれは扱つておられるのが現状だと承知いたしております。従つて、これはわれわれとしても、これで万全だということを決して言つていないので、今後これをやつていく上において欠陥がもしも発見されて、改正しなければならぬ、あるいは不備だといふような点があり具体的に指摘され、あるいは事実上それがわかつた場合には、いつでもこれを改正するといふ心がまえでおるものが私は妥当だと、かように考えております。

○吉田法晴君 外国の例も、第三者についての原子力災害の補償と労災とは別になつておると言われるけれども、外国の場合には労災を備えておりますが、社会保障制度について日本と格段の相違がある、外国の場合には、これは私はけい肺の問題について外国の実例等も調べて参りましたが、これは心配ない。ところが、日本の場合には、あるいは労働能力を喪失した、あるいは解雇をされたあと、とにかく衆議院の審議段階でも認められておるうちに、それをその生活を保障する、あるいは見てくれるというの十分の保障がない。生活保障がない。これはあなた方認められておるところです。それからもう一つは、衆議院段階で附帯決議がついておる二つの大事な点は、この従業員の補償の問題とそれか

よるところの青天井の災害補償と申しまして、要するに療養の費用であるとか、あるいは家族の生活費であるとか、あるいは慰謝料とかいったような問題にならうかと思ひます。労災は、慰謝料は考へておりませんが、その点につきましては、民法の無過失賠償責任の範囲より狭いといへば狭くはございますが、しかしながら、一方青天井だと申しまして、損害賠償の範囲をどうするか、額の算定につきましては、裁判技術上のいろいろな問題があるやうでございます。これが、はたして青天井で非常に多額のものが補償されるかどうかという点は、具体的にこれは裁判にかからなければわからないと存じます。

そういう点、労災保険は定額でございますけれども、簡易迅速に、しかも定額を支払ふ。逆に裁判上の損害賠償の算定をやりましたならば、労災保険の額よりも下がることではないとはいへないものであります。そこらは、もう裁判上の手續を要せず、定額で労災保険で処理するというのが、一つの長所であらうかとも存するわけでありま

す。従いまして、本法案の立案の過程におきまして、われわれとしましては、外国のこの災害補償法制がどうなっているかという点について、まあできる限りの調査をしてみたのですが、遺憾ながら大多数の国は、一般の災害補償保険で処理しておるのが大部分でございます。そして、そういう特殊な立法はほとんど私ども寡聞にして資料を入手することができなかったわけでございます。そういう点から、一応理論的には、さらにもっと何か完璧を期する必

要があるんじゃないかという点につきましては、私どもも、そういうような感じを持つておるのであります。それから具体的に、どのような内容の制度なりあるいは法律案を考へるかという点につきましては、具体的な内容がなかなかできない。これは、もう偏らざるやうでございます。従いまして、将来の問題について、どうするかという点につきましては、衆議院を本法案が通過いたしました際に付帯決議がつけられたのでございしますが、必要に応じて立法その他の措置を講ずるといふ趣旨の一項が附されておりますが、その点につきましては、将来必要がございすれば、私どもは、かつてけい肺等の経験もございしますので、いろいろ真側に研究してみたいと考えております。ただ、現時点において具体的な内容が、なかなか見出しがたいという実情でございます。十分誠意を持って当たる所存でございます。

○吉田法曹君 労災と、それから民事上の訴訟による損害賠償との長短は、今お話し通り。ところが原子力災害の場合に、これは間接損害のみならず、間接損害の中に精神的なもの、慰謝料も含めて完全賠償をする、その完全賠償のために国が補償をし、あるいは援助する、全面的な協力をする、こういうお話であります。で、あなたはまあ労災以上に、普通の労災にまさかされて、その内容等もわからぬし、それから特別な労災保険なり補償の方法がわからぬものだから云々と言われるけれども、論議の過程を見ても、理論的に、国の補償が原子力災害の場合についてあるかないかという点を考へると、国の補償、援助がないという

点が明らか、これはさつき、去年の労災保険法の改正で、国の援助が無限にできるやうになつたと、こう言われるが、それでは、二分の一なり、あるいはけい肺の場合は四分の三、けい肺の場合は四分の三です、普通の場合二分の一、それは基礎は、千二百日分を引つ張つた云々という点もありませんから、三年たつたら解雇ができる——解雇制限が撤廃される、その辺に、従来のやはり打ち切り補償の概念も残つておれば、あるいは労災の中の療養給付の何というか、三年による制限というものがなくなつたかも知れぬけれども、内容は同じ、それから水準、あるいは休業手当に至つては、これは不十分な点があることはあなたもお認めになる通り。そうすると政府として、従業員の災害補償を第一に完備して臨みたいと言われた点からいって、それらの点が、決議を待つてやるというのでなくて、審議の際に出てきてなければならぬ。それは科学技術庁でありますとか、あるいは科学技術庁が、労働省に相談をされた上かも知れませんが、これは従来の法案提出の責任からいって、科学技術庁にあったでしょう。それから国の補償あるいは援助、それから休業手当の分は今認められませんでした。それから、あるいは解雇制限等の問題について、これはおそろしく外国にあるところじゃないでしょうか。三年間なら三年間で打ち切り云々という制度が、そのまゝ残つてゐるから、三年たつたら、解雇制限がなくなる、労災の程度がどのくらい違うか云々というお話がございしたけれども、私は社会保障を含めて、日本の場合よりも、外国の方が心配ないやうになつておるとい

点は、これは私も認めてゐるが、村上さんもお認めにならざるを得ないだらうと思ふ。第三者損害に比べて国の補償なり、援助がない点、具体的に療養給付なり、あるいは休業手当なり、あるいは解雇制限なり、第三者損害について直接損害、間接損害を含んで全部補償をするという、そのあり方が、労災なら労災の上にも、具体的な数字はともかくとして国の補償はするのだ、あるいは援助をするのだ、あるいは療養の給付についても内容を高めると、あるいは休業手当なり、あるいは生活保障の面についても、二分の一、あるいは四分の三でなくて国が援助、補償すべきだといふこの項目については、そういう原則については、これはお認めにならざるを得ないのじゃないですか。

そういうものが具体的にきまつて、項目についてもきまつて出てこられるなら、それは、できるだけのことをして、ここに臨みましたということになるけれども、これから研究して云々ということでは、これは科学技術庁長官なり、あるいは科学技術庁、あるいはその相談に乗られた労働省の態度とも私は思へない。

○説明員(村上茂利君) いろいろ御指摘がございしましたが、実は労災保険法まで申し上げましたが、原子力災害の従業員のみに限らず、他の産業に従事する労働者より労災保険法上特別に見なければならぬという理論的根拠その他いろいろあるわけでございます。そういう理論も背景にございしますが、しかしながら大筋の考えとしては、すでに池田大臣からも御答弁があつたやうでございます。できるだけ手厚い

保護を加へたいという基本的な精神のもとに、どうあるべきかということを検討して参りたい、遺憾ながら具体的に何をどうすべきか、補償するとなれば、どうすべきかというやうな具体的な内容につきましては、私どもも、いまだ研究したいと存じますので、はなはだおくれで申しわけないことでございしますが、いましばらく時日をかしていただきたい、かように存じておる次第でございます。

○吉田法曹君 これはまあ書かれたものは、個人で責任を負へないといふことですけれども、村上さん個人ではない、これはやっぱり労働省と相当御相談になつたことと思ふのですけれども、多少公式ではないかも知れぬけれども、労働省の労働部長なり、あるいは労働省の中の意見の一部を反映するとして私はまあいいんじゃないかと思ふのですけれども、労災なり、労災保険の現状が、生活保障あるいは生存権の保障という点からいって足りないという点は、お認めになつてゐるのじゃないですか。

それから先ほど来、去年の労災保険法の改正がございしましたが、それで療養の給付は無限になつたといわれるけれども、その負担率は国や普通の場合に二分の一、それから療養等について四分の三、こういうことで二分の一なり、あるいは四分の一の事業主の負担率というものは、これは千二百日分の延長という建前でしょう。そうすると、あなたはいわれる、これはまあ論理的に足りない、足りないといわれるかも知れぬけれども、実際問題として千二百日分の延長に、それから若干の、こ

れは人道的な立場といえますか、あるいは災害の特殊性といえますか、長期療養の深刻さというものが考えられたのでしようけれども、若干の国の援助がある、そうすると労災自身として、療養の給付なり休業手当の支給、あるいは生活保障の点から考えなきやならぬ点があるという点は、これは個人の意見だけでなく、労働省として考えなければならぬと思う。で原子力災害の第三者損害については、国の補償というものがあつたから、あなたとしては、私もこれだけ質問をするのに、いやそれは、とにかく十全でございまして、予防線を張らないで、労働省の立場——労働省から言え、あるいは労災部長から言え、それは労災補償について完全を期するためには、国の援助というかあるいは補償というものを、もっとこれは強化しなければならぬ。外国に比べてみて、外国の社会補償の点から言つてみて、それは努力をすべき問題の一つだし、幸いに原子力損害について、第三者については国の補償なり援助があるんだから、それは労働者の原子力災害についても援用して、あるいは移して十分な補償に資したい、こういうのが、私は村上さんの態度でなければならぬと思う。

○説明員(村上茂利君) どうも議論にわたつて恐縮でございますが、昨年の労災保険法の改正を機といたしまして、療養補償がおるまで継続して行なわれるという点については、もちろん世界的水準に達しております。休業給付につきましても、これは国々によつて違いますけれども、決して低いというわけではございません。むしろ

問題は、遺族給付等、労働者自身が受けるべきものよりも、むしろ遺族給付等に問題があるのでございまして、そういった問題については、過般労災保険法の改正のとき付帯決議もございまして、事務的にはいろいろ研究をしておるような次第でございまして。

従いまして、災害を受けた労働者自身が著しく補償が少ないとかいうことにつきましても、私は国際比較におきましては必ずしも言えない。外国の例として、おそらくイギリスの例を引き合いに出しておられるのじゃないかと思ひますが、こういった労働者の業務上災害につきましても、国が金を出しているという例はごくまれで、フランス、ドイツ、それからたとえばソビエトにおきましても、企業が業務上の災害については、全部金を出すということになつておりました、使用者が全額負担するというのが、ほぼ各国共通の原則でございまして。従いまして、昨年の改正を機として若干の国庫負担がついたのでございますが、それをさらに強化すべきであるという点につきましても、使用者の災害補償責任等の問題とも関連いたしまして、いろいろ問題があらうと存じます。

私は、この際議論にわたりますので、是非の問題は避けたいと思ひますが、いずれにいたしましても、将来の課題として、さらに内容を充実すべきであるということとは、一般的にいえると思うわけでございます。たまたま原子力従業員について、どうするかという問題がございまして、それをどう

ような形でなすべきかという点については、なおしばらく、研究のための時日をかしていただきたい、かように申

し上げるわけでございます。

○吉田法晴君 最後に、これは村上さんと私の間では初めての問題かもしれせん。しかし、国会に対する政府の態度としては、原子力災害については、まず従業員の補償の措置を完全に、それから第三者損害についても、国家補償を含んで心配なからしめる措置を講じたい。これは関西その他での子炉設置についての反対運動もあつたせいもありましようけれども、心配ない万全の措置を講じて、次の補償法の際にはお願いをしたい、こういうことを言つておられるのであるから、これは初めての場合ではない。それから私に尋ねられてから、答弁すべき性質のものではないので、政府として部内打ち合わせて、原子力損害の賠償に関する法律の審議の際には、こういたします、こういうことで出てこらるべき性質のものである。

従つて、きよりはこの程度でやめますが、法案が通つてから協議するといふのじゃなくて、次の機会までには協議を願つて、こういうことが対処していきたい、あるいは万全を期したい、こういう点を出してきていただくことを希望しまして、同じような議論をする煩を省くために、この次の機会までに相談をしていただくようお願いをしておきます。

○委員長(朝木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、両案の質疑は、本日は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

昭和三十六年六月一日印刷

昭和三十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局